

2025年12月25日 一部改正
2025年7月30日 技術委員会 審議
2025年12月19日 国土交通大臣 認可

旅客輸送船等に対する救命設備の特別要件

改正対象

安全設備規則／同検査要領

改正理由

2022年4月に発生した小型旅客船の事故を踏まえて、国土交通省において実施された各種検討の結果、旅客輸送船等の安全対策を強化するため、船舶救命設備規則の一部要件が2024年10月に改正された。

2025年3月には、当該改正に係る詳細な取り扱いを定めるため、船舶検査心得の一部要件が改正された。

今般、当該改正に基づき、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 旅客輸送船等の本会が定める船舶における、救命設備の特別要件を規定する。
- (2) 救命艇、救命いかだ及び救助艇に使用する降下式乗込装置の要件を規定する。

施行及び適用

- (1) 安全設備規則3編4.1.6, 4.1.9-3., 4.2.2, 4.5及び関連検査要領

1. 2026年1月1日から施行
2. 2026年4月1日より前に建造契約が行われる旅客輸送船、建造契約がない旅客輸送船については2026年10月1日より前に起工又は同等段階にある船舶であって、2030年4月1日より前に引き渡しが行われる船舶にあっては、2026年4月1日以降に主要な変更又は改造を行った船舶を除いて、2026年4月1日以降最初に行われる定期検査又は製造中登録検査が開始される日までは適合しなくても差し支えない。
3. 前2.に掲げる船舶であって、2026年4月1日から2026年4月1日以降最初に行われる定期検査が開始される日まで膨脹式救命いかだ又は救命浮器を引き続き備え付ける場合には、水面上1.2m未満の甲板上から乗り込む場合を除き、本会が適当と認める乗込装置を備え付けることで差し支えない。

- (2) (1)以外

2026年1月1日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク(*)は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID:DX25-03

「旅客輸送船等に対する救命設備の特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
安全設備規則	安全設備規則	
3 編 救命設備	3 編 救命設備	
1 章 通則	1 章 通則	
1.1 一般	1.1 一般	
1.1.2 用語 (SOLAS Chapter III Reg. 3)* 本編における用語の定義は、別に定める場合のほかは、次の(1)から <u>(26)</u> までに定めるところによる。 (省略) <u>(26) 「位置保持型膨脹式救命いかだ」とは、船舶救命設備規則第21条第5項に規定する膨脹式救命いかだをいう。</u>	1.1.2 用語 (SOLAS Chapter III Reg. 3)* 本編における用語の定義は、別に定める場合のほかは、次の(1)から <u>(25)</u> までに定めるところによる。 (省略)	船舶救命設備規則第 21 条第 5 項
2 章 救命設備	2 章 救命設備	
2.10 救命艇及び救命いかだの乗込装置及び進水装置 (SOLAS Chapter III Reg.16, Reg.33)	2.10 救命艇及び救命いかだの乗込装置及び進水装置 (SOLAS Chapter III Reg.16, Reg.33)	
2.10.1 一般 (SOLAS Chapter III Reg.16, Reg.33)* <u>-13. 前-9.により備え付ける乗込装置が降下式乗込装置である場合には、船舶救命設備規則第 47 条の 2 に規</u>	2.10.1 一般 (SOLAS Chapter III Reg.16, Reg.33)* (新規)	船舶救命設備規則第 47

「旅客輸送船等に対する救命設備の特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<u>定する要件に適合しなければならない。</u> 2.11 救助艇の乗込装置及び進水装置 (SOLAS Chapter III Reg.17) 2.11.1 一般* <u>-6. 前-1.により備え付ける乗込装置が降下式乗込装置である場合には、船舶救命設備規則第 47 条の 2 に規定する要件に適合しなければならない。</u>	2.11 救助艇の乗込装置及び進水装置 (SOLAS Chapter III Reg.17) 2.11.1 一般* <u>(新規)</u>	<u>条の 2</u> <u>船舶救命設備規則第 47 条の 2</u>
3 章 救命設備の要件 3.10 救命いかだの一般要件 (LSA コード 4.1) 3.10.1 救命いかだの構造 <u>-2. 救命いかだを 18m の高さから水上に投下した場合にも、救命いかだ及びその艤装品が十分に機能しなければならない。救命いかだが最小航海状態における喫水線から 18m を超える高さに積付けられる場合には、少なくともその高さからの投下試験において満足な結果が得られた型式のものでなければならぬ。<u>ただし、1.1.2(26)に規定する位置保持型膨脹式救命いかだは本項の規定によらなくてよい。</u> </u>	3 章 救命設備の要件 3.10 救命いかだの一般要件 (LSA コード 4.1) 3.10.1 救命いかだの構造 <u>-2. 救命いかだを 18m の高さから水上に投下した場合にも、救命いかだ及びその艤装品が十分に機能しなければならない。救命いかだが最小航海状態における喫水線から 18m を超える高さに積付けられる場合には、少なくともその高さからの投下試験において満足な結果が得られた型式のものでなければならぬ。</u>	<u>船舶救命設備規則第 21 条第 1 項第 2 号</u>

「旅客輸送船等に対する救命設備の特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
3.11 膨脹式救命いかだ (LSA コード 4.2) 3.11.4 膨脹式救命いかだへの乗込み <u>-4. 降下式乗込装置により乗り込む膨脹式救命いかだには、降下式乗込装置に連結するための索を取り付けなければならない。ただし、1.1.2(26)に規定する位置保持型膨脹式救命いかだは本項の規定によらなくてよい。</u>	3.11 膨脹式救命いかだ (LSA コード 4.2) 3.11.4 膨脹式救命いかだへの乗込み (新規)	船舶救命設備規則第 21 条第 1 項第 24 号
この改正は附則 B による		

「旅客輸送船等に対する救命設備の特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
4章 航路を制限される船舶及び小型の船舶等に施設される救命設備の特例	4章 航路を制限される船舶及び小型の船舶に施設される救命設備の特例	
4.1 国際航海に従事する総トン数 500 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶の特例	4.1 国際航海に従事する総トン数 500 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶の特例	
4.1.6 救命艇、救命いかだ及び救命浮器*	4.1.6 救命艇、救命いかだ及び救命浮器*	
-1. 2.15.1-1.及び-8.にかかわらず、救命艇、救命いかだ及び救命浮器については、次によることができる。 (省略)	-1. 2.15.1-1.及び-8.にかかわらず、救命艇、救命いかだ及び救命浮器については、次によることができる。 (省略)	船舶救命設備規則第 69 条の 3
(5) 本会が別に定める船舶に備え付ける救命いかだ支援艇が救命艇又は救命いかだの要件に適合する場合には、前(1)から(4)の適用については、これをそれぞれ救命艇又は救命いかだとみなすことができる。	(5) 国際航海に従事しない船舶に備え付ける救命いかだ支援艇が救命艇又は救命いかだの要件に適合する場合には、前(1)から(4)の適用については、これをそれぞれ救命艇又は救命いかだとみなすことができる。	船舶救命設備規則第 84 条第 2 項
-2. 2.15.1-5.に規定された進水時間について、本会が別に定める船舶に備え付ける救命いかだを除き、救命艇及び救命いかだの進水時間は 10 分以内でなくともできる限り迅速に進水できれば差し支えない。	-2. 2.15.1-5.に規定された進水時間について、救命艇及び救命いかだの進水時間は 10 分以内でなくともできる限り迅速に進水できれば差し支えない。	船舶救命設備規則第 84 条第 3 項
-5. 本会が別に定める船舶には、2.10.1-11.の規定は適用しなくてもよい。	(新規)	
4.1.9 船上通信及び警報装置	4.1.9 船上通信及び警報装置	
-3. 2.16.3-4.にかかわらず、水面上 4.5 m 未満の甲板上から乗り込む救命いかだに使用する降下式乗込装置を備え付ける国際航海に従事しない船舶であって、当該	(新規)	船舶救命設備規則第 81 条第 2 項

「旅客輸送船等に対する救命設備の特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>降下式乗込装置の構造等を考慮して、本会が差し支えないと認める場合には、船上通信装置を備えなくても差し支えない。</p> <p>4.2 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶の特例</p> <p>4.2.2 救命いかだ*</p> <p>-1. 各舷に、最大搭載人員を収容するために十分な救命いかだを備え付ける、油タンカー、化学薬品タンカー及びガス運搬船以外の長さ 85m 未満の船舶には、<u>2.10.1-11.</u>の規定は適用しなくてもよい。</p> <p>-2. <u>2.15.1-8.</u>の規定により救命いかだを備え付けるばら積貨物船には、<u>2.10.1-11.</u>の規定は適用しなくてもよい。</p> <p>-3. <u>2.15.1-3.</u>の規定により、油タンカー、化学薬品タンカー及びガス運搬船以外の長さ 85m 未満の船舶に備え付ける救命いかだは、<u>2.10.1.(1)から(5)</u>及び次に掲げる救命いかだを除き、進水装置用救命いかだでなければならない。</p> <p>(1) 水面上 1.2 m 未満の甲板上から乗り込む、位置保持型膨脹式救命いかだ (<u>4.5.1</u> にいう旅客輸送船に備え付けるものに限る)</p> <p>(2) 当該救命いかだの定員分の人員が 10 分以内に乗り込むことができるよう配置された降下式乗込装置により乗り込む救命いかだ</p>	<p>4.2 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶の特例</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>船舶救命設備規則第 84 条第 3 項</p> <p>船舶救命設備規則第 84 条第 3 項</p> <p>船舶救命設備規則第 63 条第 3 項</p>

「旅客輸送船等に対する救命設備の特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>4.5 旅客輸送船等の特例</p> <p>4.5.1 旅客輸送船</p> <p>「旅客輸送船」とは、旅客船以外の船舶であって、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶（物のみの運送の用に供する船舶を除く。）をいう。</p> <p>4.5.2 救命設備*</p> <p>-1. 2.15.1にかかわらず、本会が別に定める船舶において備え付ける救命いかだは次のいずれかに該当しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 進水装置用救命いかだ (2) 水面上 1.2 m 未満の甲板上から乗り込む位置保持型膨脹式救命いかだ (3) 当該救命いかだの定員分の人員が 10 分以内に乗り込むことができるよう配置された降下式乗込装置により乗り込む救命いかだ <p>-2. 2.15.1にかかわらず、本会が別に定める船舶においては、最大搭載人員を収容するため十分な救命艇、救命いかだ又は管海官庁が適当と認める救命浮器を備え付けなければならない。</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>第 63 条第 3 項第 1 号 「旅客輸送船」は、船舶設備規程第 311 条の 2 の告示で定める船舶を定める告示から規定</p> <p>船舶救命設備規則第 68 条第 4 項、第 69 条第 3 項及び第 69 条の 2 第 2 項</p> <p>船舶救命設備規則第 69 条第 2 項第 1 号、第 69 条の 2 第 1 項</p>

「旅客輸送船等に対する救命設備の特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>安全設備規則検査要領</p> <p>3 編 救命設備</p> <p>4 章 航路を制限される船舶及び小型の船舶等に施設される救命設備の特例</p> <p>4.1 国際航海に従事する総トン数 500 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶の特例</p> <p>4.1.6 救命艇、救命いかだ及び救命浮器</p> <p>-1. <u>規則 3 編 4.1.6-1.(1)から(3)によりタンカーに備えられる救命いかだの安定水のうの色に関し、その発火源とならない措置により止むを得ない場合には、目立つ色としなくとも差し支えない。</u></p> <p>-2. <u>規則 3 編 4.1.6-1.(5)にいう「本会が別に定める船舶」とは、国際航海に従事しない船舶救命設備規則第 1 条の 2 第 4 項に規定する船舶をいう。</u></p> <p>-3. <u>規則 3 編 4.1.6-2.にいう「本会が別に定める船舶」とは、次のいずれかに該当する船舶救命設備規則第 1 条の 2 第 4 項に規定する船舶をいう。</u></p> <p>(1) <u>遠洋区域、近海区域もしくは沿海区域を航行区域とする船舶</u></p> <p>(2) <u>平水区域を航行区域とする、規則 3 編 4.5.1 にいう旅客輸送船のうち、管海官庁が航行区域にお</u></p>	<p>安全設備規則検査要領</p> <p>3 編 救命設備</p> <p>4 章 航路を制限される船舶及び小型の船舶に施設される救命設備の特例</p> <p>4.1 国際航海に従事する総トン数 500 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶の特例</p> <p>4.1.6 救命艇、救命いかだ及び救命浮器</p> <p>規則 3 編 4.1.6-1.(1)から(3)によりタンカーに備えられる救命いかだの安定水のうの色に関し、その発火源とならない措置により止むを得ない場合には、目立つ色としなくとも差し支えない。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>船舶救命設備規則第 69 条の 3</p> <p>船舶救命設備規則第 84 条第 2 項</p>

「旅客輸送船等に対する救命設備の特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>ける水温その他航海の態様を考慮して適用が必要と認められる船舶</p> <p><u>-4. 規則3編4.1.6-5.</u>にいう「本会が別に定める船舶」とは、次のいずれかに該当する船舶救命設備規則第1条の2第4項に規定する船舶をいう。</p> <p>(1) 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする、各舷に、最大搭載人員を収容するため十分な救命艇又は救命いかだを備え付ける船舶</p> <p>(2) 沿海区域を航行区域とする、最大搭載人員を収容するため十分な救命艇又は救命いかだを備え付ける船舶</p> <p>(3) 平水区域を航行区域とする、規則3編4.5.1にいう旅客輸送船のうち、管海官庁が航行区域における水温その他航海の態様を考慮して、最大搭載人員を収容するため十分な救命艇、救命いかだ又は管海官庁が適当と認める救命浮器を備え付けなければならないと認められる船舶</p>	(新規)	船舶救命設備規則第84条第3項

「旅客輸送船等に対する救命設備の特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
<p>4.5 旅客輸送船等の特例</p> <p>4.5.2 救命設備</p> <p>-1. 規則 3 編 4.5.2-1.にいう「本会が別に定める船舶」とは、規則 3 編 4.5.1 にいう旅客輸送船のうち、遠洋区域、近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶救命設備規則第 1 条の 2 第 4 項に規定する船舶をいう。</p> <p>-2. 規則 3 編 4.5.2-1.にいう進水装置用救命いかだとは、船舶救命設備規則第 48 条第 3 項に規定する救命いかだをいう。</p> <p>-3. 規則 3 編 4.5.2-1.にいう位置保持型救命いかだとは、船舶救命設備規則第 48 条第 3 項第 1 号及び第 62 条第 8 項第 2 号に規定する救命いかだをいう。</p> <p>-4. 規則 3 編 4.5.2-2.にいう「本会が別に定める船舶」とは、規則 3 編 4.5.1 にいう旅客輸送船であって、船舶救命設備規則第 1 条の 2 第 4 項に規定する船舶のうち、次のいずれかに該当する船舶をいう。</p> <p>(1) 航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で 2 時間以内に往復できる区域に限定されている船舶</p> <p>(2) 平水区域を航行区域とする、管海官庁が航行区域における水温その他航海の態様を考慮して規則 3 編 4.5.2-2.の適用が必要と認められる船舶</p> <p>-5. 規則 3 編 4.5.2-2.にいう「管海官庁が適当と認める救命浮器」には、救命浮器への乗込みを容易にするため十分な数の乗込装置を備え付けること。</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規) (新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>船舶救命設備規則第 69 条第 2 項第 1 号、第 69 条の 2 第 1 項</p> <p>船舶救命設備規則検査心得 86.1(a)</p>

「旅客輸送船等に対する救命設備の特別要件」新旧対照表

新	旧	備考
	この改正は附則 A による	
	附 則 A	
	<p>1. この改正は、2026年1月1日から施行する。</p> <p>2. 2026年4月1日より前に建造契約が行われる旅客輸送船、建造契約がない旅客輸送船については2026年10月1日より前に起工又は同等段階にある船舶であって、2030年4月1日より前に引渡が行われる船舶にあっては、2026年4月1日以降に主要な変更又は改造を行った船舶を除いて、2026年4月1日以降最初に行われる定期検査又は製造中登録検査が開始される日までは適合しなくても差し支えない。</p> <p>3. 前2.に掲げる船舶であって、2026年4月1日から2026年4月1日以降最初に行われる定期検査が開始される日まで膨脹式救命いかだ又は救命浮器を引き続き備え付ける場合には、水面上1.2m未満の甲板上から乗り込む場合を除き、本会が適当と認める乗込装置を備え付けることで差し支えない。</p>	
	附 則 B	
	<p>1. この改正は、2026年1月1日から施行する。</p>	